



「いじめ」は心と体に深い傷を残す人権侵害行為です！

今回のテーマは「いじめ」です。

「いじめ」とは、クラスの人や友達から、されたり、言われたりしたことで、その人が「いやだ」「苦痛だ」と感じる行為のことです。

たたいたり、けられたりすることはもちろん、友達からの冷やかしの冗談であっても、本人が「いやだ」「苦痛だ」と感じれば「いじめ」です。インターネットや SNS 等を通じて行われるものもあてはまります。



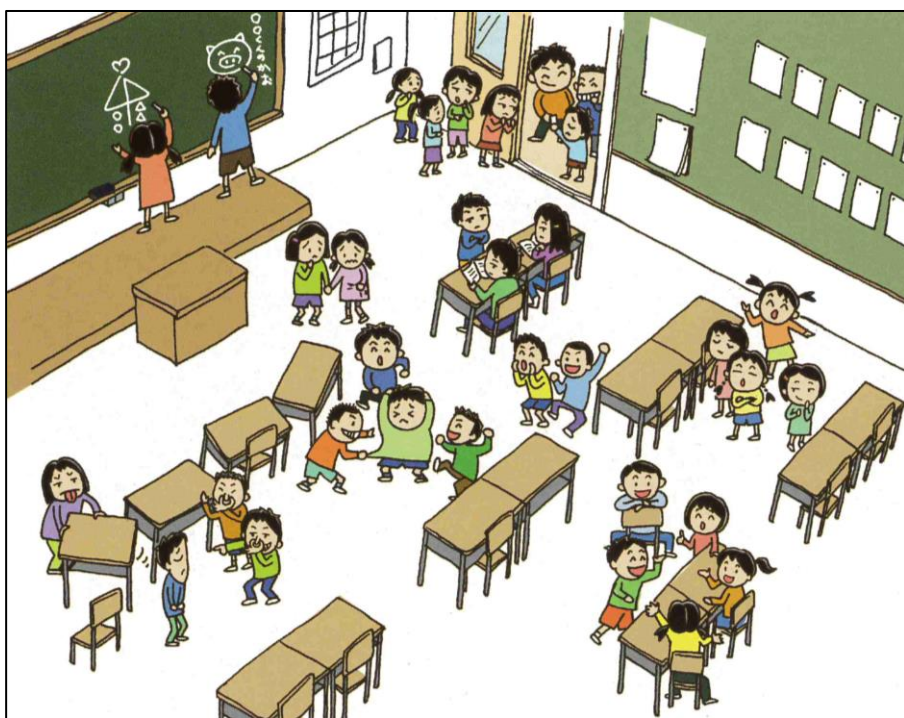
右のような場面が「いじめ」にあてはまります。

では、下のイラストではどないいじめが起きて

いるでしょう？ぜひ、ご家族みなさんで考えてみてください。

全国各地でいじめに伴う悲しい事件が起き、国は「いじめ防止対策推進法」という法律をつくりました。そして、尾花沢市や各学校においても、この法律を受けて「いじめ防止基本方針」がつくられています。

「いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止、早期発見、対処について記載されています。また、「いじめ」は、いじ



められた児童生徒の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害に当たる行為であることと、防止対策は市、学校だけでなく、地域住民、家庭、その他の関係者が連携しながら進めていくことも示されています。

尾花沢市では、毎年150件以上の「いじめ」を認知しています。これは、いじめの芽を早急につみとるために、積極的に認知して対応している学校の努力の表れといえます。

【参考資料】○いじめのこと、もっと考えよう！～いじめを許さない、見逃さないためのリーフレット～山形県教育委員会～

○尾花沢市いじめ防止基本方針 尾花沢市

【担当】尾花沢市教育委員会こども教育課
教育指導室長 工藤 雅史
TEL 23-3330